

特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

福井労働局一般公示第4号

福井地方最低賃金審議会は、福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、福井県の区域内で繊維機械製造業（工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業及び毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。以下同じ。）、金属加工機械製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が繊維機械製造業又は金属加工機械製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む）であって、意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和4年10月4日（火）までに、福井地方最低賃金審議会（福井市春山1丁目1番54号福井労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和4年9月14日

福井労働局長 田原 孝明

